

認知症対応型共同生活介護の報酬・基準に関する見直し案―厚労省 介護給付費分科会

11月19日、来年度の報酬改定に向けた社会保障審議会の第115回介護給付費分科会が開かれた。

認知症対応型共同生活介護の報酬・基準について、厚労省としての見直しの【論点】とその【対応案】が示され、協議が行われた。

見直しが必要として挙げられたのは、次の5つ。

- 1) 夜間の支援体制の充実
- 2) 看取り介護加算
- 3) ユニット数の見直し
- 4) 認知症対応型共同生活介護事業所と同一建物に併設できる施設・事業所

1) 夜間の支援体制の充実について

【論点】

夜間ケア加算について、夜間における利用者の安全確保の強化を更に推進する観点から、認知症対応型共同生活介護事業所における夜間勤務体制の実態を踏まえ、必要な見直しを行ってはどうか。

【対応案】

現在は評価の対象となっていない宿直職員による夜間の加配を新たに評価し、認知症対応型共同生活介護事業所における夜間の支援体制の充実を図る。

2) 看取り介護加算について

【論点】

認知症対応型共同生活介護の利用者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、認知症対応型共同生活介護における看取り介護の質を向上させるために、看取り介護加算の充実を図ってはどうか。

【対応案】

・新たな要件として、①利用者の日々の変化を記録により、多職種で共有することによって連携を図り、看取り期早期からの利用者及びその家族等の意向を尊重をしながら、看取り介護を実施すること、②当該記録等により、利用者及びその家族等への説明を適宜行うことを追加し、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い看取り介護の実施に対し、単位数を引き上げる。

・また、認知症対応型共同生活介護における看取り介護の体制構築・強化をPDCAサイクルにより推進する。

3) ユニット数の見直しについて

【論点】

都市部において事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行は1又は2と規定されているユニット数の標準について、弾力的な運用を明確化してはどうか。

【対応案】

現在も、ユニット数の基準については、「標準基準」となっているが、新たな用地確保が困難である等の事情により、高齢者が住み慣れた地域での生活が困難となっている地域もあることを踏まえ、事業者が効率的なサービスを提供できるよう、現行では「1または2」となっているユニット数の標準について、上記のような事情がある場合においては3ユニットまで標準として考えて差し支えない旨を明確化する。

3) 認知症対応型共同生活介護事業所と同一建物に併設できる施設・事業所

【論点】

認知症対応型共同生活介護事業所と同一建物に併設できる施設・事業所について、見直してはどうか。

【対応案】

広域型の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設と同一建物に併設することについては、家庭的な環境と地域住民との交流の下で認知症対応型共同生活介護が適切に提供されるものと認められる場合には、併設を認める仕組みとする。

ケアマネジメントオンラインより